

平成28年12月19日

開会 13時30分

○桙村議長

こんにちは。

議員定数 16名中、ただいまの出席議員は 15名で、議会は定足数に達し成立いたしましたので、平成28年第4回宗像地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、7番 神谷議員、8番 永山議員を指名します。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮ります。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日、1日限りと決定いたしました。

日程第3 「諸報告」に入ります。

谷井組合長からの報告を受けます。

谷井組合長。

○谷井組合長

本日は、平成28年第4回宗像地区事務組合 議会臨時会を開催しましたところ、お忙しい中、議員の皆さんにおかれましては、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の議案は2件で、条例の一部改正に伴うものでございます。

詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

また、本日は、議会終了後に全員協議会を予定しておりますので、最後までよろしく
お願ひ申し上げまして、諸報告とさせていただきたくよろしくお願ひいたします。

○樋村議長

日程第 4 第 38 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

事務局長の安部でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第 38 号議案の説明をさせていただきます。

第 38 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 19 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

提案理由。

平成 28 年の人事院の給与改定に関する勧告により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の一部が改正されたこと等に伴い、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは、改正内容につきまして、本日配布をさせていただいております A4 サイズ
1 枚でございますが、第 38 号議案資料と右上に書いたものがございます。

それにより説明させていただきます。

題名が「平成 28 年人事院勧告等に伴う給与改正概要」というものでございます。

今回の改正 2 点ございまして、1 点目は勤勉手当率の改正でございます。

一般職員が、年間 0.1 月 引き上げ、現行、6 月期・12 月期それぞれ 0.8 月でありますものが、次年度以降は 0.85 月ということになります。

また再任用職員では、年間 0.05 月、6 月期と 12 月期でそれぞれ 0.025 月引き上げるものでございます。

この適用は平成 28 年 4 月、今年度の 4 月に遡及することといたしまして、今年度 6 月期と 12 月期の勤勉手当既に支給しておりますので、本日議決をいただければ、0.1 月分を差額として後日支給をいたします。

2 点目でございます。

給料表の改正でございます。

人事院勧告に基づきまして、引き上げ率平均で 0.2% 引き上げでございます。

額にしますと、号給に応じますけども、月額 1,500 円から 400 円までの引き上げということになります。

これをもちまして、38 号議案 「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○梶村議長

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なしの声)

はい、ないようですので討論を終結します。

これより第 38 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 39 号議案 「宗像地区事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

39 号議案の説明をさせていただきます。

議案の方でございます。

第 39 号議案 「宗像地区事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 19 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

提案理由でございます。

人事院規則改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

この制度でございますが、職員の配偶者が外国に勤務等で、居住している場合に、職員が 3 年を限度として一緒に居住できるようにするための制度でございます。

職員が退職することなく、外国で勤務する配偶者とともに暮らすことを認めようとする制度でございます。

それでは改正内容につきまして説明をさせていただきます。

2-2 ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回、左側の改正案でございます。

第 6 条の 2、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情を追加するものでございます。

この配偶者同行休業は、地方公務員法第 26 条の 6 第 3 項に、配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとするというふうになっております。

これ言い換えますと、延長の基本は 1 回でございますが、条例で定める場合は、再度の延長ができるということとなります。

今回の改正案では、再延長の特別の事情を設けるものでございます。

内容は、延長の期間、末日後も勤務が続くことが延長の請求時に確定していなかったこと。

こういった場合、再延長を認めるというものでございます。

これをもちまして、第 39 号議案 「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○梶島議長

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

(なしの声)

質疑ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なしの声)

はい、討論はないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、第 39 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

賛成多数であります。

よって、第 39 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。

これをもちまして本日の議事日程は、終了いたしました。

平成 28 年第 4 回臨時会は、これをもちまして閉会といたします。

閉 会 13 時 40 分